



覚書

特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会（以下「甲」という）と那須塩原テニス協会（以下「乙」という）は、みるひいカップジュニアテニストーナメント（以下「みるひいカップ」と言う）を共同主催するにあたり、下記のとおり合意する。

記

1 みるひいカップの名称使用

那須塩原市で開催するみるひいカップを冠したテニス大会の開催については、甲乙の共同主催の場合のみに使用するものとする。

2 主催の分担

甲乙は、次の分担により、みるひいカップを主催するものとする。

(1) 甲の分担

- ・大会の参加者の募集に関すること
- ・大会に関する関係テニス連盟との調整に関すること
- ・大会参加者へ提供する賞品の内、賞状及び賞品（乙の分担を除く）に関するこ
- ・大会の運営（乙の分担することを除く）全般に関するこ
- ・大会の会計及び予算・決算に関するこ

(2) 乙の分担

- ・大会開催会場の調整に関するこ
- ・那須塩原市関係団体の大会の後援等の調整及び報告に関するこ
- ・大会参加者へ提供する賞品の内、優勝カップ及び準優勝盾（それぞれのレプリカを含む）及び地元企業等からの協賛によるものに関するこ
- ・大会の運営（会場設営・コート準備・ロービングアンパイア）に関するこ
- ・大会参加者への地元情報の提供に関するこ
- ・大会スタッフの弁当に関するこ
- ・大会の会計の内、乙の分担の経費に関するこ

3 経費の分担

甲は、乙の前項の分担に必要な経費について、甲乙の協議による応分の負担を行うものとし、甲は、乙指定の期日までに、乙指定の口座に当該経費を振込むものとする。

なお、乙は、原則として、この経費を、専らみるひいカップのために使用するものとするが、余剰金が発生した場合は、ジュニアの育成の趣旨を踏まえた使途で使用することができるものとする。

4 実行委員会

みるひいカップ主催のため、各年度 5 月にみるひいカップ実行委員会を組織し、甲乙は、実行委員会に必要な委員を派出する。

みるひいカップ実行委員会は、甲乙の協議の下、大会終了までの間、数回開催するものとし、みるひいカップの主催、運営その他必要な事項を協議・調整することとする。

5 その他

(1) この覚書に記載ある事項の内、軽微な内容については、甲乙の合意により一時的に変更することができ、その内容は、実行委員会議事録等により、記録するものとする。

(2) この覚書に記載のない事項については、甲乙の協議により決することとし、その内容は、実行委員会議事録等により、記録するものとする。

(3) この覚書は、甲乙の合意により変更することができるものとする。

以上合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各 1 通ずつ保管するものとする。

令和 5 年 2 月 1 日

甲

住所：茨城県つくば市大角豆 1744 番地

氏名：特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会

代表 沼尻 満男



乙

住所：栃木県那須塩原市沓掛 635-21

氏名：那須塩原テニス協会

会長 秋間 忍



